

○自治医科大学医学部授業科目の履修方法、授業科目修了の認定、単位の授与、試験、進級及び卒業の取扱いに関する規程

(昭和 50 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、自治医科大学学則(昭和 47 年 2 月 5 日制定。以下「学則」という。)第 11 条の 2 第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 19 条、第 25 条第 4 項及び第 44 条の規定に基づき、医学部学生(以下「学生」という。)の授業科目の履修方法、試験、進級、卒業等の取扱いを定めるものである。

(履修届)

第 2 条 学生は、必修授業科目以外の授業科目のうちから履修しようとする科目を選択して、履修届(別記様式第 1 号、第 1 号の 2 及び第 1 号の 3)を、原則として 4 月 28 日までに医学部長に提出しなければならない。

2 履修届を提出した授業科目を変更しようとする場合は、履修科目変更届(別記様式第 2 号)を医学部長に提出しなければならない。

(試験)

第 3 条 試験は、定期試験、中間試験、再試験、追試験、卒業試験、総合判定試験、共用試験及び PCC-OSCE とする。

2 試験の期日は、教育要項に指定する期日のほか、医学部長が別に定める期日とする。

3 再試験は、定期試験、卒業試験又は当該試験の追試験において不合格となった者及び共用試験 CBT、PCC-OSCE の本試験において不合格となった者に対して行う。この場合にあつては、1 科目につき 1,000 円の再試験料を徴収するものとする。

4 追試験は、原則として、定期試験、中間試験、卒業試験又は当該再試験を病気その他やむを得ない事由により欠席した者で、事前又は、当該試験終了後 3 日以内に、試験欠席届(別記様式第 3 号)を医学部長に提出したものに対して行うものとする。ただし、その他の試験を欠席した者の取扱いは、医学部長が、その理由、状況等を勘案し、別に定めることができる。

5 再試験は、再試験期間に行い、追試験は、申請に基づき当該試験期間後の適当な日時を定めて行う。ただし、共用試験 CBT の再試験は、医学部長が適当な日時を定めて行うものとする。

6 再試験及び追試験を受験しようとする者は、あらかじめ再・追試験受験願(別記様式第 4 号)を医学部長に提出しなければならない。

7 試験期日は、試験実施の 2 週間前までに提示することを原則とする。

(試験の受験資格)

第 4 条 各授業科目の講義についてはそれぞれの時間数の 3 分の 1 以上の時間を、演習、実験、実習及び実技についてはそれぞれの時間数の 5 分の 1 以上の時間を欠席した者には、原則として当該授業科目の定期試験の受験資格を認めない。なお、この場合において、「実習」のうち臨床実習については、「定期試験の受験資格」を「評価資格」に読み替えるものとする。

(試験成績の評価基準)

第5条 試験成績の評価は、優、良、可及び不可の4種とし、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。ただし、総合判定試験成績の評価については、その都度、医学部教授会(以下「教授会」という。)の意見を聴いて、医学部長が決定するものとする。

2 評価基準は、次のとおりとする。

優 80点以上100点まで良70点以上80点未満可60点以上70点未満

不可0点以上60点未満

(授業科目修了の認定及び単位の授与)

第6条 授業科目修了の認定及び単位の授与は、試験その他の審査により、原則として授業科目責任者が行う。ただし、第7条第1号から第5号までに規定する進級の要件を満たさなかった者の該当学年配当科目及び同条第1号から第3号までの各号ただし書の規定により進級した者の前学年配当科目のうち、未修得科目の再試験の結果に基づく、授業科目修了の認定及び単位の授与は、授業科目責任者の意見を聞いて教務委員会が行う。

2 授業科目修了の認定及び単位の授与は、試験その他の審査に合格したことをもって行う。

3 授業科目の単位は、学則第16条第1項に規定する在学期間内に修得しなければならない。ただし、第7条第1号から第3号までの各号ただし書の規定により未修得単位を有する進級者の当該未修得単位については、この限りでない。

(GPA制度の導入)

第6条の2 第5条に定める評価基準を基に、単位あたりの成績評価の平均値を示すGPA(Grade Point Average)を算出する。

2 前項のGPAの算出方法及び活用方法は、別に定める。

(及落判定会議の時期)

第6条の3 及落判定会議については、1学年から5学年までは3月に行い、6学年は1月に行うものとする。

(進級の要件)

第7条 各学年における進級の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 1学年修了までに総合教育科目34.2単位以上、必修科目7科目14.45単位、合計48.65単位以上を修得した者は、2学年に進級することができる。ただし、これらの進級に必要な科目(以下「該当学年配当科目」という。)の未修得者のうち、次条に定める者については、2学年に進級させることができるものとする。

この場合において、当該未修得単位は、2学年終了までに修得しなければならない。

(2) 2学年修了までに、総合教育必修科目2科目1.5単位、必修科目20科目47単位、合計48.5単位以上を修得(前学年の該当学年配当科目の未修得単位がある場合は、当該単位の修得を含む。次号から第4号まで同じ。)した者は、3学年に進級することができる。ただし、該当学年配当科目の単位の未修得者のうち、次条に定める者については、3学年に進級させることができるものとする。

この場合において、当該未修得単位は、3学年終了までに修得しなければならない。

(3) 3学年修了までに、必修科目26科目51.25単位以上を修得し、かつ、当該年度の共用試験に合格した者は、4学年に進級することができる。ただし、該当学年配当科目(「総合診断学2」を除く。)の単位の未修得者のうち、当該年度の共用試験に合格し

た者であって、かつ、次条に定める者については、4 学年に進級させることができるものとする。

この場合において、当該未修得単位は、4 学年終了までに修得しなければならない。

(4) 4 学年修了までに、必修科目 23 科目 47 単位以上を修得し、かつ、当該年度の総合判定試験に合格した者は、5 学年に進級することができる。

(5) 5 学年修了までに、必修科目 18 科目 41.55 単位、選択必修臨床実習 2 科目 10 単位、合計 51.55 単位以上修得し、かつ、当該年度の総合判定試験に合格した者は、6 学年に進級することができる。

(6) 前 3 号に規定する進級に必要な科目のうち、不合格の科目がある場合は、原則として共用試験又は総合判定試験の評価は行わないものとする。

(進級の特例要件)

第 8 条 前条第 1 号から第 3 号までの各号ただし書の規定により進級させることができる者は、次の各号のすべてに該当し、かつ、学長が進級させることを相当と認めるものとする。

(1) 該当学年配当科目において、第 4 条に規定する当該科目の受験資格を有すること。

(2) 該当学年配当科目のうち、不可科目が原則として 1 科目であること。

(再履修)

第 9 条 第 6 条第 2 項、第 7 条第 3 号から第 5 号及び第 12 条の規定に基づき現学年にとどめられた者は、当該学年に係る全授業科目において修得した科目を含め全てを未修得単位とみなし、原則として当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。ただし、教務委員会が特に認めた科目の再履修については、免除されることがある。この場合において、免除された科目は、修得したものとし、単位の取得を認定するものとする。

2 前項の規定により現学年にとどめられた者は、翌年度にその学年において履修すべき授業科目(教務委員会が特に認めた免除科目を除く)を再履修し、単位取得の認定を受けなければならない。

3 再履修における試験、試験の受験資格及び試験成績の評価基準については、第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定を準用する。

4 再履修となった授業科目の修了及び単位の授与は、授業科目責任者の意見を聞いて、教務委員会が行う。

(共用試験及び総合判定試験)

第 10 条 4 学年において実施する総合判定試験にあつては 1 学年から 4 学年までに、5 学年において実施する総合判定試験にあつては 1 学年から 5 学年までに、6 学年において実施する総合判定試験にあつては 1 学年から 6 学年までに修得すべき知識、技能、態度の達成度を総合的に評価するものとする。

(共用試験)

第 11 条 共用試験 CBT にあつては臨床実習に参加する学生に必要とされる基本的知識の理解度を、共用試験 OSCE にあつては診察・技能及び態度の達成度を評価するものとする。

(卒業試験・卒業)

第 12 条 6 学年において 15 科目の総括講義に出席し、かつ、選択必修臨床実習に合格した者に、卒業試験の受験資格を与える。

2 卒業試験の科目は、別記のとおりとする。

3 卒業の認定は、PCC-OSCE 及びすべての卒業試験に合格し、かつ、当該年度の総合判定試験に合格した者について行う。

(卒業試験・卒業の特例要件)

第 13 条 5 学年総合判定試験及び臨床実習(必修科目)の成績が特に優秀な者に対しては、総括講義及び卒業試験の一部又は全部を免除することができる。この場合における当該学生の認定は 5 学年総合判定試験及び臨床実習(必修科目)の結果に基づき、一定の条件を満たす学生を教務委員会が選出し、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

2 前項の規定により選考の上認定された学生は、総括講義及び卒業試験が免除され、当該期間において各自が希望する学内外での医療機関等での臨床・研究実習を受けることができる。この場合、当該学生には責任学内指導教員を付けるものとする。

3 免除された総括講義及び卒業試験科目の単位の認定は、当該医療機関等での臨床・研究実習の内容に基づき、責任学内指導教員の意見を聴いて、教務委員会が行うものとする。

4 免除科目における試験成績の評価基準については、第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定を準用する。

(進級・卒業の措置)

第 14 条 第 7 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定に基づく当該学生に対する措置は、教務委員会の報告に基づき、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験、進級、卒業等の取扱いに関し必要な事項は、その都度学長が定めるものとする。

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

総合教育科目選択履修届

[別紙参照]

別記様式第 1 号の 2(第 2 条関係)

総合科目(セミナー)選択履修届

[別紙参照]

別記様式第 1 号の 3(第 2 条関係)

臨床実習選択履修届

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 2 条関係)

履修科目変更届

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 3 条関係)

試験欠席届

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 3 条関係)

再・追試験受験願

[別紙参照]

別記(第 8 条関係)

卒業試験の科目

[別紙参照]